

第 3 号議案

向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方について

向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方について、次のとおり提案します。

令和 8 年 8 月 17 日

広島県教育委員会教育長 篠 田 智 志

1 提案の要旨

2 年連続して「新入生徒数が入学定員の 2 分の 1（20 人）未満又は全校生徒数が収容定員の 2 分の 1（60 人）未満」となった向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方に係る「対応方針」について、別紙 1 及び別紙 2 のとおり定める。

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（教育委員会の職務権限）

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（略）

(5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

（略）

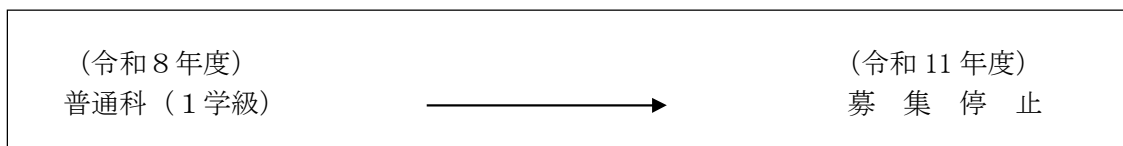
向原高等学校の今後の在り方について

1 「対応方針（素案）」に対する学校活性化地域協議会の主な意見（概要）

- 協議会として、様々な取組をしてきたが残念である。この先 10 年後の安芸高田市の子供の数が極端に減ることも踏まえると、やむを得ないと思う。
- これだけの施設・設備があるため、教育現場として残して欲しい思いはある。昔に比べて人数が少ないのに校舎は大きい。維持するために設備を減らしてでも、特殊な学校として残していただきたい。
- これからは生徒の思い出作りが大事。少しでも向原高等学校に入って良かったと思ってもらえるようにしていきたい。

2 「対応方針（案）」

令和 11 年度から、向原高等学校（全日制課程 普通科）の生徒募集を停止する。



3 「対応方針（案）」の理由

- 通学が可能な範囲に複数の高等学校が設置されていることに加え、実際に、近隣中学校の生徒の多くが向原高等学校以外の高等学校へ進学している状況であること
- 令和 7 年度と比較して、令和 8 年度の入学者数が減少していることに加え、向原地域の児童生徒数も減少傾向であることから、今後、向原高等学校への入学者数が大幅に増加することは見込みにくい状況であること

などから、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第 2 期）」に基づき、高等学校教育の質的水準の維持・向上を図るために、募集停止とすることが適当である。

【参考】向原高等学校の状況

向原地域の公立学校児童生徒数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

中学校 卒業年月	令和 8 年 3 月	令和 9 年 3 月	令和 10 年 3 月	令和 11 年 3 月	令和 12 年 3 月	令和 13 年 3 月	令和 14 年 3 月	令和 15 年 3 月	令和 16 年 3 月
令和 8 年度 の学年	高等学校 1 年	中学校 3 年	中学校 2 年	中学校 1 年	小学校 6 年	小学校 5 年	小学校 4 年	小学校 3 年	小学校 2 年
児童生徒数 (増減)	23 (－)	29 (＋6)	19 (▲10)	14 (▲5)	17 (＋3)	9 (▲8)	17 (＋8)	15 (▲2)	8 (▲7)

東城高等学校の今後の在り方について

1 「対応方針（素案）」に対する学校活性化地域協議会の主な意見（概要）

- 中学3年生が四十数名なので、地元から50%入学してもらわないと厳しい状況である。学校と共にどのような方策が良いかをしっかりと検討したい。
- 学校の取組のアピールが課題であるが、子供、保護者、地域で欲しい情報がそれぞれ異なるため、それらに応じてアプローチの方法を変えながら情報を伝える必要がある。
- 高校自体の取組や実績は素晴らしいので、広報が重要である。学校の取組を動画配信すると聞いているが、これを他地域の方にも見ていただきたい。

2 「対応方針（案）」

東城高等学校については、引き続き、学校の活性化に向けた取組を継続することとし、令和10年度の新入学生徒数が20人以上（入学式時点）及び全校生徒数が60人以上（令和10年5月1日時点）となることを目指す。

ただし、令和9年度の新入学生徒数が20人未満（入学式時点）の場合には、令和10年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討する。

3 「対応方針（案）」の理由

- 生徒の大半が地元中学校からの進学者という中で、地元小・中学校や地域と連携した取組等により、令和7年度と比較して、令和8年度の入学者数が大幅に増加している状況であること
- また、庄原市や地元地域等の支援を受けながら、こうした取組を継続することで、新入学生徒数や全校生徒数の確保が期待できること

などから、引き続き、学校の活性化に向けた取組を継続させ、令和10年度の新入学生徒数が20人以上及び全校生徒数が60人以上となることを目指すことが適当である。

【参考】東城高等学校の状況

東城地域の公立学校児童生徒数（令和7年5月1日現在）

中学校 卒業年月	令和8年 3月	令和9年 3月	令和10年 3月	令和11年 3月	令和12年 3月	令和13年 3月	令和14年 3月	令和15年 3月	令和16年 3月
令和8年度 の学年	高等学校 1年	中学校 3年	中学校 2年	中学校 1年	小学校 6年	小学校 5年	小学校 4年	小学校 3年	小学校 2年
児童生徒数 (増減)	54 (－)	44 (▲10)	48 (+4)	49 (+1)	39 (▲10)	26 (▲13)	37 (+11)	35 (▲2)	29 (▲6)

5 県立高等学校の配置及び規模の在り方

(2) 取組の方向性

～略～

○ 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校

1 学年 1 学級規模の全日制高等学校については、各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その協議会において、教育活動や部活動等における取組の強化等による活性化策を検討・実施し、全校生徒数が毎年度、収容定員の3分の2（80人）以上となることを目指します。

また、県教育委員会は、各学校の取組が効果的に進められるよう、協議会の意見を踏まえ、市町等と連携しながら、必要な支援を行います。

こうした取組の結果、2年連続して「新入学生徒数^{※39}が入学定員^{※40}の2分の1（20人）未満又は全校生徒数が収容定員^{※41}の2分の1（60人）未満」となった学校については、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、次の①～③までのいずれかとします。

- ① 近隣の県立高等学校のキャンパス校^{※42}
- ② 特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う「中中学園構想」^{※43}への移行
- ③ 統廃合（市町立学校としての存続を含む）

ただし、近隣に他の高等学校がなく、他地域への通学が極端に困難な学校が対象となった場合は、別途検討します。

なお、県立高等学校が所在する地域（市町）の教育水準の向上に向けた、発展的な再編整備については、上記によらず検討します。

～略～

※39 「新入学生徒数」については、各年度、新たに入学した生徒数とする。ただし、転入した者は含めない。

※40 「入学定員」については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第6条に基づき、40人とする。

※41 「収容定員」については、1 学年 1 学級規模の全日制高等学校第1 学年から第3 学年の学級数の計は3 学級であることから、120 人とする。

※42 「キャンパス校」については、当該高等学校を、近隣の県立高等学校に統合し、校地・校舎をそのまま使用しながら教育活動を行う、統合先高等学校の分教室として位置付けるものとする。

※43 「中中学園構想」については、特定中学校から当該高等学校への高い進学率を前提とし、中学校と高等学校の教員が相互に兼務して、6 年間の一貫した教育課程を実施するものとする。